

義務標準法等の一部を改正する 法律等関係資料①

義務標準法等の一部を改正する法律関係資料① 目次

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要 1
- ・ 制度改正により促進される地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制について 4
- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について 6
- ・ 義務標準法施行令の一部を改正する政令の概要 11

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]



- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

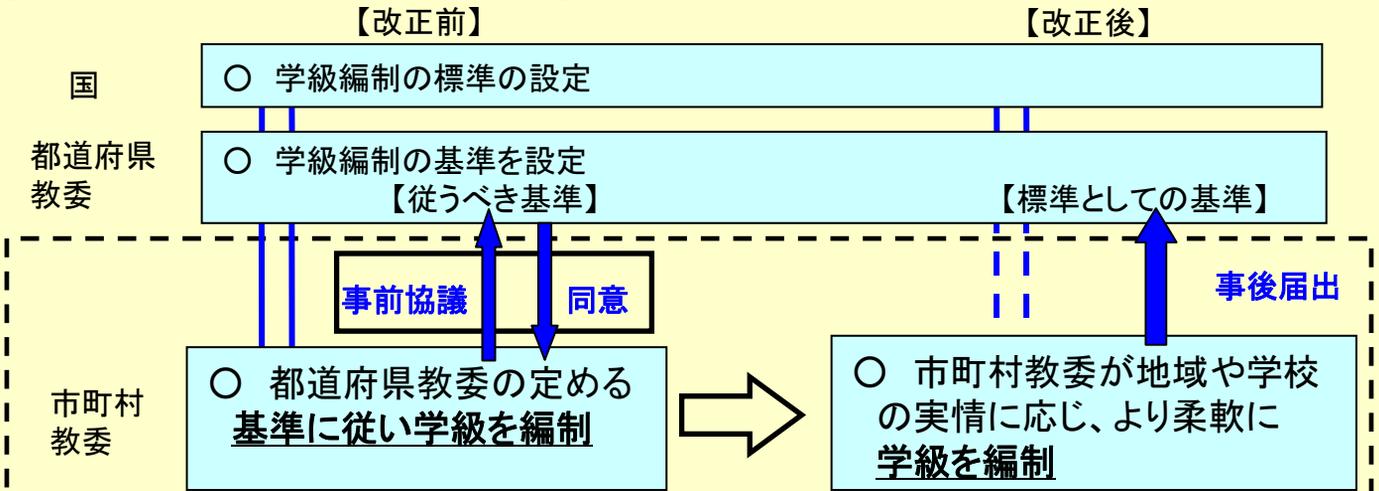
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	→		40人	→	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - －都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - －市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - －都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - －都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)

変更なし

(3)教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準法第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
 - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
 - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

(4)その他

- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

【参考】学級編制の標準に係る法的効果

＜学級編制の標準＞
小1 : 35人
小2～中3 : 40人
(義務標準法第3条)

学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

法的効力を有する学級規模に関する基準

教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。(地教行法第41条)

給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に係る留意事項 (4月22日付副大臣通知より)

1. 教職員定数配置に係る留意事項

○各都道府県教育委員会等において正規教員の採用や人事配置をより一層適切に行うこと。

○すでに小学校第1学年において35人以下学級を実施している場合においても、各都道府県において今回の改正により増加する教職員定数を活用して、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の改善に努めるとともに、各都道府県における教職員配置の改善の状況を適切に情報公開するなど説明責任を果たすこと。

2. 都道府県教育委員会の学級編制に係る関与の見直しに係る留意事項

○都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により市町村教育委員会が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、例えば以下のような弾力的運用が例外的に許容。

① 小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないでチーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応すること。

② 当該学校に配置された教職員定数の範囲内において、当該学校のある学年について都道府県教育委員会の基準を超えた学級編制を行いつつ、その教職員の配置を活かして学級経営上特段の困難を生じている学年について都道府県教育委員会の基準よりも小規模の学級編制を行う等児童生徒の実態に応じた学級編制を行うこと。

○学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教職員定数の配分の観点からも担保できるよう、都道府県教育委員会においては市町村教育委員会が柔軟な学級編制を行った場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。

○必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合及び平成23年度において年度途中で学級編制を変更することが児童生徒に対する教育的配慮の観点から困難な場合等特段の事情がある場合は市町村教育委員会は都道府県教育委員会の学級編制の基準を超えて、学級編制を行うことができる。この場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。

3. 加配事由の拡大等に係る留意事項

○今回の改正による教職員定数の加配措置事由の拡大等や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置について、文部科学省としては改正法の趣旨に沿って適切に対応することとしており、各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に法改正の趣旨を周知するとともに、市町村教育委員会の意向を十分に把握し適切に対応するよう努めること。

制度改革により促進される地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制について

都道府県教委の関与を見直す制度改革により、学校の設置者である市区町村教委が自らの判断と責任で学級編制を行うことで、地域や学校の実情に応じて、最も効果的な学習・生活指導を行うための適切な学級編制を、より一層実施できるようにする。

【弾力化の具体例】

(1) 個別の学校の実情に応じた弾力化

○ 都道府県教委が定める学級編制の基準により市区町村教委が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、以下のような弾力的運用を例外的に許容。

■ 小学校1年生の児童数が少ない学校

【原則】

18人学級

18人学級

(例) 学級編制の標準が35人であるため、18人で分割。教科等の特性に応じて合同授業を実施。

【例外】

○ 1年生が40人以下の学校で児童の状態に応じた教育的配慮が必要な場合の例外的措置。

36人学級
担任+TT

(例) 36人で学級を編制。担任とTT(チームティーチング担当教員)で授業を実施。

■ 児童生徒の実態に応じた柔軟な学級編制

(例) 中1・中2とも一学年の生徒数が152人であるが、中1の方が学級経営上困難を生じている場合(県の基準35人)

【原則】

中学校1年

30人

30人

30人

31人

31人

中1: 30人3学級、31人2学級

中学校2年

30人

30人

30人

31人

31人

中2: 30人3学級、31人2学級

【例外】

○ 児童生徒の実態に応じた教育上の配慮が必要な学校における例外的措置(各都道府県教委において国の標準(40人)より少人数の基準を定めている場合に、都道府県教委から配置された教職員の範囲内で対応)。

中学校1年

25人

25人

25人

25人

26人

26人

中1: 25人4学級、26人2学級

中学校2年

38人

38人

38人

38人

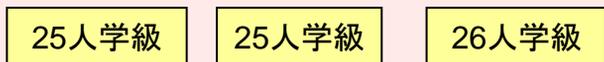
4

中2: 38人4学級

■ 教室不足に関する取り扱い(小学校1年生)

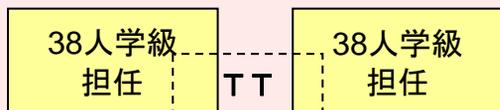
- 余裕教室の転用や教室の増築等により必要となる教室を確保し、35人以下学級を実施することが原則。ただし、必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合には、一定の配慮が必要。

【原則】



(例)児童数が76人の場合、3学級で学級を編制。

【例外】

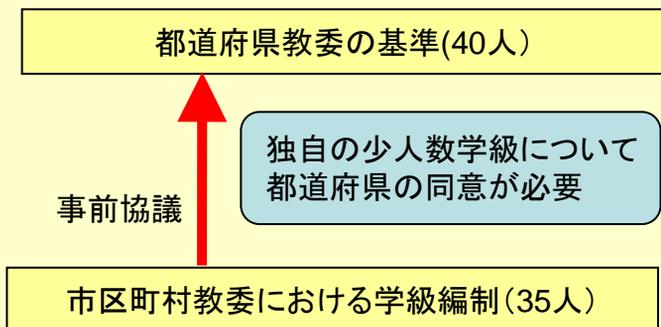


(例)児童数が76人で、必要となる教室の確保が困難なことが明白な場合、2学級分で学級を編制し、3学級分の教員を活用することで担任とTTで授業を実施。

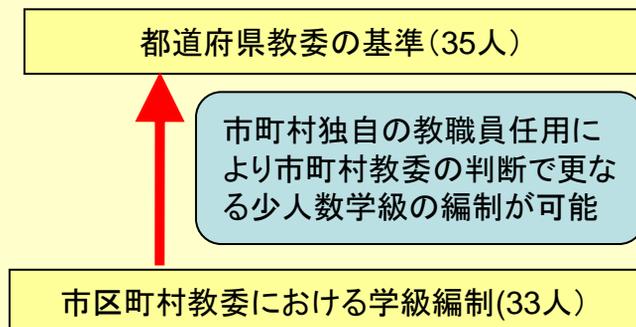
(2)市区町村教委による少人数学級の推進

- 都道府県の定数配置に加えて、市区町村が独自に教職員を任用することにより市区町村教委が自らの判断と責任で都道府県教委の基準よりも進んだ少人数学級を実施することが可能。

【現行】



【改正案】



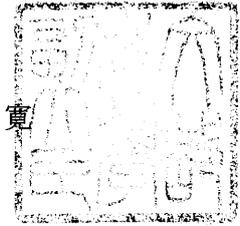
- いずれの場合も、学級規模が40人を超過してはならない。

- 都道府県教育委員会が定める学級編制の基準を基礎として県費負担教職員定数を保障

23文科初第202号
平成23年4月22日

各都道府県教育委員会 御中

文部科学副大臣
鈴木 寛



(印影印刷)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運
営に関する法律の一部改正等について（通知）

このたび、別添のとおり、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）をはじめとする法令等が公布・施行されました。各法令等の公布期日及び施行期日等は次のとおりです。

- (1) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（法律第19号・平成23年4月22日公布・同日施行。ただし、改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「新義務標準法」という。）第4条から第6条まで、第10条及び第18条並びに改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「新地教行法」という。）並びに改正法附則第8項は平成24年4月1日から施行）
- (2) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令」（政令第105号・平成23年4月22日公布、同日施行）（以下「改正令」という。）
- (3) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正」（平成23年4月22日）（以下「大臣の定め」という。）

新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するためには、少人数学級を推進するとともに、市町村の主体的な取組による学校教育の充実を促進することが必要であります。上記の法令等の改正は、公立の義務教育諸学

校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第1学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行うほか、教職員定数の加配措置事由の拡大や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置等について定めるものであります。

改正法令等の内容の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各都道府県教育委員会におかれましては、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って、学級規模の適正化と教職員定数の確保及び適正配置に努めていただくようお願いいたします。

また、域内の市町村教育委員会に対して、改正法令等の趣旨及び内容を周知していただくよう御配慮願います。

なお、改正法令等の関係資料は文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

【参考】文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/005/1305307.htm

(文部科学省ホームページ>小学校・中学校・高等学校>少人数学級の実現>義務標準法等の一部を改正する法律について)

記

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正（改正法第1条）

1. 学級編制の標準の改定

公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の国の標準を40人から35人に引き下げたこと（新義務標準法第3条第2項）。

2. 学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直し

(1) 都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従うべき基準としての位置付けを改め、標準としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記したこと（新義務標準法第4条）。

(2) 市町村立義務教育諸学校の学級編制についての市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制としたこと（新義務標準法第5条）。

3. 教職員定数の標準となる学級数の見直し

各都道府県ごとの公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準となる数の算定について、その基礎となる学級数を、実学級数から都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により算定した学級数に改めたこと（新義務標準法第6条第2項及び第10条第2項）。

4. 教職員定数の算定に係る加算が行われる場合の追加等

教職員定数の算定に係る加算が行われる場合等に関し、次の改正を行うこと。

- (1) 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、従前の複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合等に加え、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導が行われる場合には、第7条第1項により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とすることとしたこと（新義務標準法第7条第2項）。

政令で定める数は、都道府県教育委員会が小学校において行われる専門的な指導又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする認められる学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とすることとしたこと（改正令による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号。以下「新義務政令」という。）第2条及び大臣の定め記2）。

- (2) 特例加算が行われる事由として、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるものを明記したこと（新義務標準法第15条第3号）。

新義務標準法第15条第3号に基づき政令で定める事情は、特別支援学校の小学部又は中学部が他の小学校等の要請に応じて障害のある児童又は生徒の教育に関する助言又は援助を行うよう努めるものとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第74条の責務を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、教職員の数を加える場合においては、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われている学校及び上記の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を加えることとしたこと（新義務政令第5条第3項、大臣の定め記4）。

- (3) 教職員定数の加配措置に係る政令で定める数については、校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努めなければならないこととしたこと（新義務標準法第7条第2項及び第15条）。

第二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（改正法第2条）

1. 都道府県教育委員会が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を明記したこと（新地教行法第41条第2項）。
2. 都道府県教育委員会に対し、1の場合に聴くこととされている市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けたこと（新地教行法第41条第3項）。

第三 附則関係

1. 政府は、この法律の施行後、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校（中等

教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めることとしたこと（改正法附則第2項及び第3項）。

2. 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講じられるものとしたこと（改正法附則第4項）。
3. 公立の義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、小学校第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数に関して都道府県教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合においては、都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができることとしたこと（改正法附則第5項）。
4. 平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校（被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。）において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、必要な特別の措置を講ずることとしたこと（改正法附則第6項）。
5. 平成23年度においては、公立の小学校の第1学年の学級編制の標準の引下げに係る新義務標準法第3条第2項の規定は平成23年4月1日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律303号）その他の法令の規定を適用するものとしたこと（改正法附則第7項）。

第四 留意事項

1. 新義務標準法第3条関係

- (1) 今回の改正により公立小学校第1学年の学級編制の標準が引き下げられ、基礎定数化されたことを踏まえ、今後各都道府県教育委員会等において正規教員の採用や人事配置をより一層適切に行うことが求められること。
- (2) 都道府県において国の学級編制の標準よりも小規模の学級編制基準を定めること等によりすでに小学校第1学年において35人以下学級を実施している場合においても、各都道府県において、今回の改正により増加する教職員定数を活用して、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の改善に努めるとともに、各都道府県における教職員配置の改善の状況を適切に情報公開するなど説明責任を果たすことが重要であること。

2. 新義務標準法第4条、第5条、新地教行法第41条、改正法附則第5項関係

- (1) 市町村教育委員会が行う学級編制に対する都道府県教育委員会の関与を見直す制度改正を行うことにより、学校の設置者である市町村教育委員会が自らの判断と責任で学級編制を行い、地域や学校の実情に応じて、最も効果的な学習・生活指導を行うための適切な学級編制を、より一層実施できるようにするものであること。

これにより、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により市町村教育委員会が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、例えば以下のような弾力的運用が例外的に許容されること。

- ① 小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないで、チーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応すること。
- ② 当該学校に配置された教職員定数の範囲内において、当該学校のある学年について都道府県教育委員会の基準を超えた学級編制を行いつつ、その教職員の配置を活かして学級経営上特段の困難を生じている学年について都道府県教育委員会の基準よりも小規模の学級編制を行う等、児童生徒の実態に応じた学級編制を行うこと。

(2) 学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教職員定数の配分の観点からも担保できるよう、新地教行法第41条を踏まえ、都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会が柔軟な学級編制を行った場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うことが適当であること。

(3) 改正法附則第5項に規定する小学校第1学年の学級編制について都道府県教育委員会が定めた基準によらないこととする特段の事情がある場合には、必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合及び平成23年度において年度途中で学級編制を変更することが児童生徒に対する教育的配慮の観点から困難な場合が含まれること。また、そのような特段の事情がある場合においても、上記2.(2)に示したように、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うことが適当であること。

3. 新義務標準法第7条、第15条、改正法附則第6項関係

今回の改正による教職員定数の加配措置事由の拡大等や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置について、文部科学省では第一の4及び第三の4に示した改正法の趣旨に沿って適切に対応することとしており、各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に法改正の趣旨を周知するとともに、市町村教育委員会の意向を十分に把握し適切に対応するよう努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局財務課
電話：03—6734—2567

義務標準法施行令の一部を改正する政令の概要

法改正の内容

- 義務標準法改正案について、衆議院で修正がなされ、以下の加配事由が追加。
- ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合(法第7条第2項)
- ・障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行う場合(法第15条第3号)

➡ 今回の政令改正は法改正に伴い政令上の加配事由に関する根拠条文の整理を行うもの。

改正イメージ

【現行】

加配事項	内 容	H23年度予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項、令2条)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング などきめ細かな指導方法改善	39,423人
通級指導対応 (法15条2号)	小学校又は中学校に通学する障害のある児童のた めの通級指導加配(令5条2項1号)	4,340人
	聴覚障害者である児童の教育を主として行う特別支 援学校のための通級指導加配(令5条2項5号)	
児童生徒支援 (法15条2号、令5条2項2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の 状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童 生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号、令5条3項)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への 対応	1,448人
研修等定数 (法15条5号、令5条5項)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導 の改善研究対応。特別支援教育コーディネーターも 含む。	5,484人 [特別支援教育コーディ ネーター 401人(内数)]
養護教諭 (法15条2号、令5条2項3号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号、令5条2項4号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条4号、令5条4項)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合計		58,805人

【改正後】

加配事項	備考
指導方法工夫改善 (法7条2項、令2条)	小学校において教 科専門的な指導を 行う場合を追加
児童生徒支援 (法15条2号)	
特別支援教育に係 る加配 (法15条3号、令5 条3項) 【新設】	通級指導(小・中・ 特別支援学校)や 特別支援コーディ ネーター(特別支援 学校)に係る加配を 統合
主幹教諭の配置 (法15条4号)	
研修等定数 (法15条6号)	
養護教諭 (法15条2号)	
栄養教諭等 (法15条2号)	
事務職員 (法15条5号)	